業務の運営に関する規程

株式会社グローバル・プランニング

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-309308

所在地：東京都港区芝浦３丁目６番７号 板硝子会館６階

職業紹介責任者：杉本真実子　　電話：03-6260-9518

株式会社グローバル・プランニングの職業紹介事業所（以下「本所」といいます。）の業務の運営は、次のとおりとします。

第１　求人

1. 本所は、第４第６項に定める取扱範囲の求人の申込みを受理します。ただし、申込みの内容が法令に違反する場合、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、求人者が法定の労働条件等を明示しない場合、法令が定める一定の労働関係法令違反がある場合、暴力団員等による求人である場合又は正当な理由なく法令に基づく報告の求めに応じない場合等は、法令に従い受理しません。受理しない場合は、その理由を求人者に説明します。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が所定の求人票により行うほか、郵便、電話、電子メール、本所が指定するWebフォームその他の方法により受け付けます。申込者の権限及び申込内容を確認します。
3. 求人申込みの際は、業務内容及びその変更の範囲、就業場所及びその変更の範囲、労働契約の期間、試用期間、始業・終業時刻、時間外労働、休憩時間、休日、賃金、加入保険、募集者の氏名又は名称、受動喫煙防止措置その他法定の事項を、あらかじめ書面の交付又は電子メール等により明示してください。有期契約の更新基準・更新上限、固定残業代の内訳・超過分の支払、派遣労働者として雇用する旨等も、該当する場合は明示してください。

 紹介の実施について緊急の必要があり、あらかじめこれらの方法による明示ができないときは、法令に従い、明示すべき事項をあらかじめ他の方法で明示してください。この取扱いは、明示する内容の省略を認めるものではありません。
4. 本所は、求人の受理年月日・方法及び確認内容を記録します。情報が不足する場合は求人者又は情報提供元に確認し、推測で補完しません。求人内容の変更、募集終了等があった場合は、速やかに本所へお知らせください。変更後の労働条件は、法令に従い求職者にも明示してください。

第２　求職

1. 本所は、第４第６項に定める取扱範囲の求職の申込みを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、本人が所定の求職票により行うほか、郵便、電話、電子メール、本所が指定するWebフォーム、公式LINEその他の方法により受け付けます。本人の求職申込みの意思及び紹介に必要な事項を確認します。
3. 日雇い又は臨時的な労働を希望する方の特別登録及び登録証による申込手続の省略は、本所が別に定めて案内する場合に限ります。その場合も、本人の意思確認、必要事項の確認及び法定帳簿の記録は省略しません。
4. 本所は、求職申込みを実際に受理した年月日、受理方法及び確認内容を記録します。単なる問い合わせ、連絡先の登録又は個人情報の取扱いへの同意のみをもって、求職申込みを受理したものとは扱いません。受理の事実又は日付を確認できない場合は、その状態を明らかにして確認を行います。

第 3　紹介

1. 求職者には、職業安定法第 2 条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、適切な職業紹介に努めます。

2. 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介するよう努めます。

3. 紹介に際しては、求職者に対し、第 1 第 3 項に掲げる事項のうち当該求人に適用される労働条件等を、あらかじめ書面の交付により明示します。求職者が希望する場合は、保存及び書面出力が可能な電子メール等の方法で明示します。

 紹介の実施について緊急の必要があり、あらかじめこれらの方法による明示ができない場合は、法令に従い、明示すべき事項をあらかじめ他の方法で明示します。この場合も必要な内容を省略せず、緊急の理由、明示した内容・方法・日時を記録します。

4. 求人者への紹介は、求職者の応募意思及び必要な同意を確認したうえで、紹介状の交付、応募書類等の電子送付その他本所が定める方法により行います。選考方法、日時及び必要書類等は、求人者・求職者に個別に案内します。

5. 求人・求職の申込みを受理した後は、責任を持って紹介業務を行います。求人の終了、求職申込みの撤回又は希望条件の変更等がある場合は、本所へお知らせください。

6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている事業所への職業紹介は、法令に従い行いません。

7. 手数料は届出制とし、該当する求人・契約に適用される届出済み手数料表の上限内で、求人者との個別契約書・合意書等に定める算定基礎、料率、金額、発生時点及び支払条件に基づき申し受けます。届出上限率を一律に契約料率として適用するものではありません。

 求人受理時の事務費用は 0 円とし、求職者から職業紹介に係る手数料は徴収しません。職業紹介の付加サービスについては、通常の紹介に加えて実際に提供する専門的な相談・助言の内容及び料金を別途合意します。求人者が負担する手数料には、消費税等を別途加算します。

第 4　その他

1. 本所は、職業安定機関その他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、求人者・求職者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。苦情の内容、受付日、対応経過及び結果を記録し、必要な改善を行います。

 苦情申出先：職業紹介責任者　杉本真実子　　電話：03-6260-9518
 個人情報に関する相談・開示等の申出：info@global-planning.biz

2. 本所の職業紹介の結果については、求人者・求職者の双方から本所へご報告ください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が、就職から 6 か月以内に離職したか否か（解雇を除きます。）について、求人者からご報告ください。本所でも必要な確認を行い、確認日・方法・結果を記録します。確認できない場合は「離職なし」と扱いません。

3. 本所は、求人者の非公開情報及び求職者の個人情報を、プライバシーポリシー及び個人情報適正管理規程に従い、適正に取り扱います。全社の個人情報保護管理者は金賢守、職業紹介事業の個人情報取扱責任者は杉本真実子とし、責任者が承認した取扱者に業務上必要な範囲の権限を付与します。

 開示・訂正・利用停止等の手続、外部委託及び AI 等の利用は、当該規程、プライバシーポリシー及び個別の説明に従い、必要な同意等を確認して行います。本規程の閲覧だけで、第三者提供や AI 利用への同意を取得したものとは扱いません。

4. 本所が広告等により求人等の情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。情報の中止・訂正の依頼があった場合又は正確・最新でないことを確認した場合は遅滞なく対応します。定期的な確認又は情報の時点の明示等により、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じます。

5．本所は、申込みの受理、面接、指導、紹介等について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いを行いません。法令に基づく申告や個人情報の開示・訂正等の申出を理由とする不利益な取扱いを行いません。

6．本所の取扱職種は全職種とし、取扱地域は日本国内とします。ただし、港湾運送業務及び建設業務に就く職業その他法令により有料職業紹介が禁止される職業は取り扱いません。

7．本所は返戻金制度を設けます。対象となる退職等の事由、対象期間、返戻割合、算定基礎、申出期限・方法及び返金時期は、適用される個別契約に従い、「個別返戻条件通知書」その他の書面等で求人者・求職者の双方へ具体的に明示します。求人・契約ごとに異なる条件を、一律の割合に置き換えることはしません。

8．求人者が負担する違約金その他これに類する金銭を定める場合は、名称を問わず、その額又は算定方法、発生条件、契約解除方法及び更新に関する事項等を、求人申込みの際にあらかじめ、明瞭かつ正確に明示します。個別契約締結前に同一の内容を保存・再確認できる書面等を交付し、本規程のみをもって違約金を新設するものではありません。

9．本所は、求人管理簿、求職管理簿及び手数料管理簿を備え、受理、紹介・就職、手数料の徴収その他法定の事項を記録し、法令及び個人情報適正管理規程に従い保存します。原本・確認記録に基づいて記載し、不明な日付・金額等を推測で埋めません。訂正の経過を記録し、必要時に閲覧・書面出力できる状態で管理します。

10.本所の紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者に対しては、就職した日から 2 年間、転職の勧奨を行いません。これは求職者本人の職業選択の自由を制限するものではありません。また、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭等を提供して求職申込みを勧奨しません。

11.本所は、求人・求職の申込みを受理した後、速やかに、取扱職種・地域、手数料、苦情処理、情報の取扱い及び返戻金制度に関する事項を、書面の交付又は相手方が希望する保存・書面出力可能な電子メール等により明示します。交付した内容、版、交付先及び日時を記録します。

本規程、適用される手数料表及び返戻金制度は、事業所内の閲覧に便利な場所への掲示、Web 掲載その他の適切な方法で情報提供します。人材サービス総合サイトで公表すべき事項も、法令に従い掲載・更新します。個人別の権限台帳その他内部管理情報は一般公開しません。

12.本所の業務は、本規程のほか、職業安定法関係法令、指針及び通達に基づき運営します。不明な点は担当者へお尋ねください。本規程の改廃は代表取締役の承認により行い、改定内容及び適用開始日を記録します。

2026 年 10 月 15 日版

株式会社グローバル・プランニング
代表取締役　金 賢守